

# 宮城県蜜蜂飼育及び配置調整方針

県は蜜蜂飼育及び配置調整のため、以下の方針を定めるものとする。

## 第1 蜜蜂の飼育に係る基本事項

県内で蜜蜂を飼育する者は、次に掲げる事項を遵守すること。

### 1 基本姿勢

養蜂業の健全な発展を図るため、蜜源の増殖に努めるとともに、その有効活用を図るため、飼育者相互の連携協調を十分図ること。

### 2 蜜蜂飼育届及び変更届

養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定による飼育届（変更届）は県に対する情報提供であり、届出した場合にあっても、配置予定地域の養蜂業者等との合意形成がない限り、届に記載した蜂群を配置できるものではないことに留意する。

### 3 蜂群間距離

蜂群間の距離については、腐蛆病等の予防対策及び蜜源の有効利用の観点から概ね4km以上離すこと。ただし、当事者間で合意した場合は、その限りでない。

### 4 危被害等の防止

- (1) 巣箱は、学校、公園、公民館その他人が常時出入りし、通行し、又は集合する場所から、距離を保って置くなど、人に危害を加えないよう留意すること。
- (2) 住宅地では、隣家や道路の近くに巣箱を置かないよう配慮すること。
- (3) 蜜蜂による糞公害の防止に努めること。
- (4) 予測しない分蜂を防止するため必要な措置を講じること。

## 第2 配置調整方針

### 1 目的

法第8条に基づき、宮城県内の蜂群配置の適正化を図ることを目的とする。

### 2 基本方針

宮城県内の蜜源の状況、入地の時期及び蜂群数等について、総合的に判断し、養蜂振興法の趣旨に則り、可能な限り多くの蜂群が配置できるように調整する。

### 3 県外からの転飼及び県内における転飼

- (1) 県外から県内に転飼する場合、又は県内で転飼する場合は、転飼予定地域の養蜂業者等と事前

に十分協議のうえ合意形成を図り、トラブル防止に努めるものとする。

(2) 法第4条第1項の規定による許可にあたっては、本県の養蜂の健全な発展を図るため、県外からの一次的な転飼及び二次的な県内転飼において、次のいずれかに該当すると認められた場合は、許可を与えないものとする。

イ 蜜源に対し、蜂群数が著しく過剰になると認められるとき。

ロ 本県の養蜂振興に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### 4 調整の範囲

調整は原則的に蜂群所有者の話し合いの上で行うものとするが、所有者間で調整が出来なかった場合において、申し出のあったものを調整の対象とする。

#### 5 調整に係る意見聴取

県農政部畜産課（以下「畜産課」という。）は法第8条並びに別紙設置要領に従い宮城県蜜蜂配置調整委員会（以下「委員会」という。）を設置し、有識者を含む関係者の意見を聞くことができる。ただし、委員会の招集の前に転飼を許可する必要がある場合は、畜産課による委員会委員の意見聴取により、これに代えることができるものとする。

#### 6 要調整案件の調整方法

4に掲げる蜂群所有者間の調整は、下記の順に優先し、委員会で調整し、委員長が判断する。ただし、畜産課による総合的な判断で、当該者全ての配置了承（条件付了承を含む）並びに配置変更指示を行う場合がある。

(1) 場所の変更がない場合にあつては、これを優先する。（実績の優先）

(2) 新規場所にあつては、地元所有者を優先する。（地域養蜂振興）

なお、畜産課が総合的に判断した結果については、当該者はそれに従うものとする。

#### 附則

この方針は、平成31年1月31日から施行し、平成31年度分申請・届出蜂群から調整を図る。